2204.29		［略］			2204.29		［同左］		
2204.30		［略］			2204.30		［同左］		
22.05		［略］			22.05		［同左］		
22.06					22.06				
2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、梨酒、ミード及び清酒）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）			2206.00		その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）		
	100	―アルコール分が１％未満のもの	L	KG		100	―アルコール分が１％未満のもの	L	KG
		―その他のもの					―その他のもの		
	210	――清酒及び濁酒		L		210	――清酒及び濁酒		L
		――その他のもの					――その他のもの		
	221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		L		221	―――発酵酒（清酒を除く。）と第20.09項又は第22.02項の物品との混合物		L
		―――その他のもの					―――その他のもの		
		―――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの					―――――麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		
	223	―――――酒税法第23条第２項第３号ロに規定するもの（発泡酒にスピリッツを加えたもの）		L		223	―――――酒税法第23条第２項第３号ロに規定するもの（発泡酒にスピリッツを加えたもの）		L
	224	―――――その他のもの		L		224	―――――その他のもの		L
		―――――その他のもの					―――――その他のもの		
	228	―――――酒税法第23条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L		228	―――――酒税法第23条第２項第３号イに規定するもの（糖類、ホップ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたもの）		L
	229	―――――その他のもの		L		229	―――――その他のもの		L
22.07 ～ 22.09		［略］			22.07 ～ 22.09		［同左］		
［略］					［同左］				

第27類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

［略］

号注

１～３　［略］

４　第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ＩＳＯ　3405の方法（ＡＳＴＭ　Ｄ　86の方法と同等の方法）による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90％以上のものをいう。

５　［略］

備考

［略］

第27類　鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

［同左］

号注

１～３　［同左］

４　第2710.12号において「軽質油及びその調製品」とは、ＡＳＴＭ　Ｄ　86の方法による温度210度における減失量加算留出容量が全容量の90％以上のものをいう。

５　［同左］

備考

［同左］

27.01 ～ 27.06		［略］			27.01 ～ 27.06		［同左］		